

(保 17)

令和3年4月12日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松本吉郎

(公印省略)

コロナ禍における令和3年度の指導・監査等の実施について

令和3年度の指導・監査等につきましては、令和3年1月20日付け（保322）でご連絡いたしましたように、各地域の実情を十分配慮し、実施に当たっては都道府県医師会と厚生局で調整し、あくまでも合意した上で対応し、計画が達成できなくてもやむを得ないとしています。

3密とならない環境確保や必要に応じた指導時間の短縮等を考慮することに加え、対象医療機関や立会者から新型コロナウイルス感染症の対応等のため対応が困難である等の申出があった場合は実施を延長するなど柔軟な対応がなされます。

現在、新型コロナウイルス感染症の再拡大が全国的に起こっております。緊急事態宣言が3月に解除されたものの、現段階で、6都府県にまん延防止等重点措置が適用されており、次の緊急事態宣言が発令されるかどうかギリギリの状況にあると考えております。

加えて、この感染症の終息に重要なカギを握るワクチン接種が始まりました。菅総理から接種体制整備にかかる支援要請を受けたことを踏まえ、地域実情に応じた集団接種とかかりつけ医による個別接種を適切に組み合わせた接種体制の構築にご尽力いただいているところであります。現場の先生方におかれましては、通常診療を抱えながらの接種となり、心より感謝申し上げます。

このような状況にありますことから、別添のように、4月8日付けで厚生労働省当局に対して、緊急的に実施する必要のあるもの以外については、当分の間、指導等の実施を見送る等、地域での取組が後退することのないよう配慮するよう、要請したことをご報告申し上げます。

都道府県医師会におかれましては、厚生局から指導等の実施について相談があった場合は、上記の旨も勘案し適切にご判断いただければ幸いです。

(添付資料)

1. コロナ禍での指導等の実施について（令和3年4月8日付け（保12）
厚生労働省保険局医療課 医療指導監査室長宛）

(保 12)

令和 3 年 4 月 8 日

厚生労働省保険局医療課
医療指導監査室長
渡邊 顕一郎 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公 印 省 略)

コロナ禍での指導等の実施について

新型コロナウイルス感染症との闘いが続いております。

ワクチン接種が始まることで、この闘いは「守り」から「攻め」に転じるものであり、新型コロナウイルス感染症の終息には、ワクチン接種の推進が重要なカギを握っております。

2月10日に中川会長が菅総理と意見交換を行い、総理から「ワクチン接種には地域の医療機関の方々の協力が不可欠であり、日本医師会には引き続きリーダーシップを発揮し、接種体制の整備への支援をお願いしたい」と要請されました。これを受け、日本医師会では、地域の医師会とともに、接種を希望する方に滞りなく安心して接種を受けていただけるよう、地域の実情に応じた集団接種とかかりつけ医による個別接種を適切に組み合わせた接種体制の構築に取り組んでおります。

地域住民、特に高齢者をはじめとした基礎疾患のある方々への接種は、普段の健康状態をよく知っているかかりつけ医で個別接種を受けていただくことが重要であります。また、かかりつけ医を持っていない方も、身近な医療機関で個別接種を受けていただけることが重要であると考えております。

令和3年度の指導、監査、適時調査につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に伴い、地域の実情を十分考慮し、都道府県医師会とあくまでも合意を得た上で実施することとなっております。

一方で、上記のように、全国の医師会や医療機関では、ワクチン接種体制の構築に万全の態勢で臨んでいる状況にありますことから、緊急的に実施する必要のあるもの以外につきましては、当分の間、指導等の実施を見送る等、地域での取組が後退することのないようご配慮いただくよう要請いたします。